

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇八号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年 三月十六日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字塚越字藤井千四百十六―二十 十から埼玉県坂戸市大字塚越字藤井千四百十六―二十八まで</p> <p>埼玉県坂戸市大字塚越字藤井千四百十六―二十三まで</p> <p>埼玉県坂戸市大字塚越字藤井千四百十六―四 から埼玉県坂戸市大字塚越字藤井千四百十六―三十三まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十八・五九</p> <p>十・一二</p> <p>二十九・六〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇</p> <p>四・〇〇</p> <p>四・〇〇</p>